

小田原市生活交通ネットワーク協議会第2回会議次第

日 時 平成24年3月27日（火）

午前10時

場 所 小田原市役所全員協議会室

1 開 会

市長あいさつ

2 議 題

- (1) 小田原市生活交通ネットワーク協議会の公開について
- (2) 平成23年度予算について
- (3) 平成23年度地域公共交通調査事業の経過報告について
- (4) 平成24年度地域公共交通調査事業の方向性について
- (5) バリアフリー化設備等整備事業について
- (6) その他

3 閉 会

配布資料

- ・資料1 小田原市生活交通ネットワーク協議会規約改正案
- ・資料2 小田原市生活交通ネットワーク協議会傍聴要領案
- ・資料3 小田原市生活交通ネットワーク協議会平成23年度収支予算書案
- ・資料4 小田原市生活交通ネットワーク計画策定調査事業について
- ・資料5 小田原市生活交通ネットワーク計画策定調査事業スケジュール
- ・資料6 小田原市生活交通ネットワーク計画策定支援業務委託プロポーザルに関する基本方針案
- ・資料7 平成24年度バリアフリー化設備等整備事業実施予定
- ・資料8 小田原市生活交通ネットワーク協議会会員名簿

小田原市生活交通ネットワーク協議会規約改正案

(目的)

第 1 条 小田原市生活交通ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議等及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づく生活交通ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）の作成に関する協議等、並びに道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に必要な協議等を行うために設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 連携計画及びネットワーク計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 連携計画及びネットワーク計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 連携計画及びネットワーク計画に定められた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び料金、運賃等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 神奈川県小田原警察署
- (7) 道路管理者
- (8) 関東運輸局神奈川運輸支局
- (9) 神奈川県
- (10) 小田原市

(11) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

2 会員の任期は、平成25年3月31日までとする。

(役員)

第4条 協議会に、会長1人、副会長1人及び監事2人を置く。

2 会長及び副会長は、前条第1項の規定に基づき、会員となるべき者の中から、これを選任する。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 監事は、会員のうちから会長が委嘱する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、会員として出席すべき者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3 会員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該会員の出席とみなす。

4 会議の議決は、出席会員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会で協議が調った事項について、関係者は、その協議結果を尊重し、誠実に実施するよう努めるものとする。

(作業部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ協議会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、小田原市都市部都市政策課に協議会の事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、小田原市都市部都市政策課長及び小田原市都市部都市政策課職員をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第10条 協議会の出納監査は、監事が行う。

2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

3 監査に関し必要な事項は、小田原市において定められている取扱いの例による。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成24年1月1日から施行する。

2 第5条第1項の規定に関わらず、この規約の施行後、初めて開催される会議については、小田原市長が招集する。

附 則 (平成24年1月11日)

この規約は、平成24年1月11日から施行する。

小田原市生活交通ネットワーク協議会傍聴要領案

(趣旨)

第 1 条 この要領は、生活交通ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第 2 条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、会長は、会議室の広さ等の事情により、傍聴人の定員を変更することができる。

(傍聴の手續)

第 3 条 協議会を傍聴しようとする者は、自己の氏名等を協議会傍聴受付個票に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴の制限)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険のおそれのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の進行を妨げるおそれがあると認められる者

(禁止行為)

第 5 条 傍聴する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議会場において、傍聴席以外の場所に立ち入ること。
- (2) 会議会場において、みだりに席を離れること。
- (3) 会議会場において、私語、談笑その他騒がしい行為をすること。
- (4) 会議会場において、会議の言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- (5) 会議会場において、飲食又は喫煙をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。

(撮影、録音等の禁止)

第 6 条 傍聴する者は、会議会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、協議会の許可を得た者は、この限りでない。

(退場)

第 7 条 傍聴する者が、前2条の規定に違反するときは、協議会会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

2 傍聴する者は、公開の会議中において、協議会が会議の全部又は一部を公開しないこととしたときは、速やかに退場しなければならない。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は、協議会会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成24年1月11日から施行する。

傍聴受付個票

名 称	小田原市生活交通 ネットワーク協議会
平成 年 月 日	
氏 名	
傍聴者番 号	

小田原市生活交通ネットワーク協議会傍聴要領（平成24年1月11日制定）第6条ただし書の許可に係る基準、手続等に関し、必要な事項を次のとおり定める。

1 許可の手続

会議の撮影、録音その他これに類する行為（以下「撮影等」という。）の許可を受けようとする者は、撮影等を行おうとする会議の開始前までに小田原市生活交通ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）会長に、撮影等の目的及び方法並びにその後の利用方法を記載した書類を提出するものとする。この場合において、当該書類の受付は、協議会の事務を所掌する都市部都市政策課で行うものとする。

2 許可の決定

協議会会長は、前項の書類の提出があった場合は、会議の開始前に協議会に諮り、許可の適否について決定するものとする。

3 許可の判断基準

協議会は、前項の許可の適否の決定に当たっては、次の各号に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 公益上の必要性
- (2) 会員のプライバシー、肖像権等の侵害の有無
- (3) 会員の総意
- (4) 前3号に掲げるもののほか、撮影等が会議の運営に及ぼす影響

平成 年 月 日

小田原市生活交通ネットワーク協議会会長 様

氏名

小田原市生活交通ネットワーク協議会の撮影等について

取材材料として、小田原市生活交通ネットワーク協議会の撮影等を行いたいので許可を願う。

取材の概要（具体的な撮影等の方法や目的などを記入）

- ・
- ・

傍聴者の遵守事項

1. 小田原市生活交通ネットワーク協議会会長の指示に従い、静粛に傍聴してください。
2. 会議会場において、発言したり、会員の発言に対して、拍手、その他の方法により、賛否を表明しないでください。
3. 張り紙、ゼッケン、たすき、旗などを使用した示唆的行動はしないでください。
4. 会議会場において、飲食又は喫煙はしないでください。
5. 録音、写真、ビデオなどの撮影はしないでください。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。
6. 会議会場の入退出に際しては、会議進行の妨げにならぬよう静粛にお願いします。
7. 他の傍聴者の迷惑になるような行動はしないでください。
8. 携帯電話等の呼出音が鳴らないようにしてください。
9. 小田原市生活交通ネットワーク協議会会長の指示に従わない場合は、退室していただくことがあります。
10. その他会議の進行を妨げるような行為はしないでください。

小田原市生活交通ネットワーク協議会

事務局：都市政策課

資料3

小田原市生活交通ネットワーク協議会 平成23年度収支予算書案

収入の部

(単位:円)

科目	予算額	備考
補助金	4,300,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業)
収入合計	4,300,000	

支出の部

(単位:円)

科目	予算額	備考
委託料	4,300,000	小田原市生活交通ネットワーク計画策定調査 ・地域概況調査 ・路線バス利用状況調査 ・交通機関乗継調査 ・協議会運営
支出合計	4,300,000	

小田原市生活交通ネットワーク計画策定調査事業について

[事業内容]

小田原市の公共交通のあり方について検討し、小田原市生活交通ネットワーク協議会において、平成25年3月までに、「小田原市地域公共交通総合連携計画」「小田原市生活交通ネットワーク計画」を策定する。

[目的]

将来的に持続可能な公共交通ネットワークの構築

- 公共交通ネットワークの充実
- 公共交通サービスの向上・改善 等

[計画の枠組み]

「地域公共交通総合連携計画」—小田原市全体の公共交通戦略

- ・地域公共交通の方向性
- ・公共交通ネットワークの全体像
- ・公共交通サービス水準の目標
- ・住民・交通事業者・行政の役割分担
- ・バリアフリー化施設整備
- ・利用促進施策
- ・地域主体型公共交通システムの検討 等



「生活交通ネットワーク計画」—事業単位・路線単位ごとの運行計画

- ・路線網
- ・サービス水準
- ・方針設定 等

[計画策定調査]

○平成23年度実施

- (1) 地域概況調査
- (2) 路線バス利用状況調査
- (3) 交通機関乗継調査

○平成24年度実施案

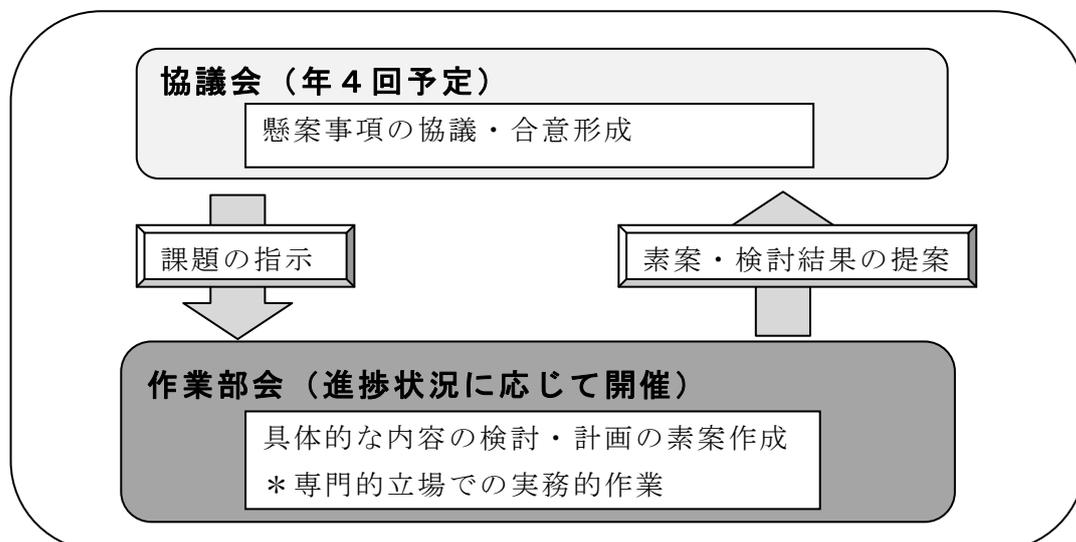
- (1) 市民ニーズ・意向把握
 - (ア) 住民アンケート
 - (イ) 利用者アンケート
 - (ウ) 聴き取り調査 等
- (2) 平成23年度及び(1)の調査結果を踏まえた課題整理
 - (ア) 生活交通の観点からの診断
 - ① 通院、通学、買い物等のアクセス

- ② 東京・横浜方面への通勤・通学者の端末交通の品質 等
 - (イ) 広く観光交通の観点からの診断
 - ① 生活交通との連携
 - ② 鉄道駅・市街地の交通サイン 等
- (3) 公共交通に関する情報提供についての調査・企画
 - (ア) 市内各施設における、バス乗り場案内・交通路線図・ダイヤ・目的地の情報提供等に関する調査、企画
 - (イ) バスマップ等の企画 等
- (4) 乗継環境に関する調査・提案
 - (ア) 複数のバス事業者が運行する小田原市の地域特性を踏まえた、乗継拠点の設定
 - (イ) 乗継環境の整備方針 等
- (5) 先進地自治体の状況調査
- (6) 地域公共交通サービスの方針検討
- (7) 「小田原市地域公共交通総合連携計画」及び「小田原市生活交通ネットワーク計画」素案・計画策定
- (8) パブリックコメントの実施・市民への周知 等

[今後のスケジュール]

- H24.4 下旬 国土交通省へ地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）申請
 - H24.5 下旬 交付決定・予算調製
 - H24.6～7 委託事業者選定（プロポーザル方式を予定）
 - H24.6～7 予算・事業の承認等について協議会を開催予定
- *平成24年度の調査事業内容等については、作業部会（4月～必要に応じて開催）で検討し、協議会へ諮る。

[推進体制]



資料 5

	平成23年度			平成24年度											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域概況調査		←→													
路線バス利用状況調査		←→													
交通機関乗継調査		←→													
住民・利用者アンケート							←→								
課題整理等				←→											
計画素案・計画策定				←→											
市民周知・パブリックコメント												←→			

協議会開催	設置 H23事業計画 ←→	H24事業計画 ←→		予算・事業承認 懸案事項整理 ←→		素案協議 ←→		総括 ←→		
作業部会開催	←→						←→			
			調査・研究・計画素案作成				市民意見の反映・修正等			

小田原市生活交通ネットワーク計画策定支援業務委託
プロポーザルに関する基本方針（案）

1 プロポーザル方式の採用理由

小田原市地域公共交通総合連携計画及び小田原市生活交通ネットワーク計画策定に当たっては、小田原市内における公共交通に関する的確な現状分析、課題の抽出、分析等が極めて重要であり、優れた提案が可能な専門技術と実績を備えた業者を特定するため、プロポーザル方式を採用する。

2 プロポーザル方式の採用による具体的な効果

- (1) 価格のみによる選定ではないので、予算額の範囲内で最も適した提案の採用が可能である。
- (2) 審査の段階で提案書に関するヒアリングを実施できるため、調査手法等を詳しく評価・比較することが可能である。

3 選定委員会の設置

本事業の委託業者を選定するため小田原市生活交通ネットワーク計画策定支援業務委託業者選定委員会を設置する。

4 選定委員会の役割

提出された技術提案書等の評価を行い、業務委託業者を決定する。

資料 7

平成24年度バリアフリー化設備等整備事業実施予定

実施予定事業者	補助対象事業	申請予定	事業予定	補助対象経費	国庫補助要望額	台数
箱根登山バス(株)	ノンステップバスの購入(中型)	計画承認後	交付決定後	36,400,000	3,800,000	2
富士箱根交通(株)	福祉タクシー車両の購入	H24.10.1	H24.11.1	2,617,658	600,000	1
伊豆箱根交通(株)	福祉タクシー車両の購入	H24.9.1	H24.10.1	2,617,658	600,000	1

<p>〈バス車両の導入に係る事業〉</p> <p>事業を実施する地域を含む都道府県における車いす対応車両（ノンステップバス、ワンステップバス及びリフト付きバス）等の導入台数。</p> <p>・ノンステップバス： 台、ワンステップバス： 台、リフト付きバス： 台</p> <p>・乗合バス車両の総車両台数： 台</p>
<p>〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉</p> <p>特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）第 11 条に定める特定地域における特定事業計画の提出状況。</p>
<p>〈バスターミナルに係る事業〉</p> <p>1 日の利用者数。</p>

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

〇〇年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合 計	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%

※総事業費については見込み額を記載。
 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

〇〇年度（翌年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合 計	千円	千円	千円	千円	千円

	100%	%	%	%	%
--	------	---	---	---	---

※総事業費については見込み額を記載
 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。
 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成○年度				平成○年度				平成○年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
例) ノンステップバスの導入												

7. 協議会の開催状況と主な議論

例) ・平成23年○月○日（第1回） 協議会設立、事業内容について協議
 ・平成23年○月○日（第2回） 費用負担について議論、各者持ち帰り
 ・平成23年○月○日（第3回） 費用負担について合意、計画全体について合意
 （平成23年○月○日～○日 持ち回り協議にて、全ての構成員から合意を得られた。）

8. 利用者等の意見の反映

※意見を募集した方法、主な意見の内容、意見への対応について記載。
 例) 市のホームページにて本計画に関する意見を募集。○○駅～○○病院以外の系統についてもノンステップバスを導入してほしい旨の要望が多かった。

9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	○○県○○局○○課
関係市区町村	○○市○○部○○課
交通事業者・交通施設管理者等	○○バス ○○国道事務所 ○○警察署
地方運輸局	○○運輸支局

その他協議会が必要と認める者

〇〇大学教授、商工会議所、利用者代表等

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)

(所 属)

(氏 名)

(電 話)

(e-mail)

区分	組織名	会員		代理出席者		作業部会
		職名	氏名	職名	氏名	
バス事業者	箱根登山バス株式会社	取締役運輸部長	野村 尚廣	運輸部課長	重田 正計	○
	伊豆箱根バス株式会社	小田原営業所長	杉山 保徳			○
	富士急湘南バス株式会社	常務取締役	茂木 一郎			○
	神奈川中央交通株式会社	運輸計画部生活交通課長	大塚 英二郎			○
タクシー事業者	社団法人神奈川県タクシー協会小田原支部	支部長	杉山 文男	副支部長	長谷川 義明	
運転者が組織する団体	神奈川県交通運輸産業労働組合協議会	幹事	川上 一男			
利用者・市民代表等	小田原市自治会総連合	曾我連合自治会長	磯崎 崇			
		橘北連合自治会長	小宮 正雄			
	小田原箱根商工会議所	中小企業相談部長	高橋 豊房			
交通管理者	神奈川県小田原警察署	交通第一課長	岡本 和久			
道路管理者	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所	副所長	瀧浪 慎一	交通対策課専門職	小林 弘明	
	神奈川県小田原土木事務所	工務部長	佐藤 亮一	道路維持課長	近藤 充志	
	小田原市	建設部長	柿本 三夫			
学識経験者	福島大学	特任准教授	吉田 樹			○
国	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局	総務企画担当首席運輸企画専門官	櫻井 浩志			○
県	神奈川県	県土整備局環境共生都市部交通企画課長	三枝 薫	主幹	須崎 健二	
市	小田原市	都市部長	北村 有一			○
		都市部管理監	山口 登志夫			○
事務局	小田原市都市部	副部長	内藤 日出男			
		都市政策課長	柳川 公利			
		都市政策課副課長	柏木 弘光			
		交通政策係長	志村 利彦			
		主査	日高 智美			